

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令案に関する パブリックコメント（意見公募手続）の実施について

令和 8 年 4 月 23 日
文 部 科 学 省
高等教育局私学部私学行政課

この度、文部科学省では、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を定める予定です。

つきましては、本件に関し、行政手続法第 39 条などに基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令案について、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

別添参照

【2. 提出期限】

令和 8 年 5 月 22 日 必着

【3. 意見の提出方法】

御意見には理由を付して、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付はできかねますので御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見入力」より提出を行ってください。

（2）郵送・電子メールにて意見を提出する場合

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室 宛

電子メールアドレス：sigakuky@mext.go.jp

（判別のため、件名は【私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令案への意見】としてください。なお、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開

くことができません。御意見は、必ずメール本文に御記入ください。)

【4. 意見提出様式】

「私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令案への意見」

- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 電話番号
- ・ 意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別葉としてください（1枚1意見、1メール1意見としてください）。

【5. 備考】

- ・ 御意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ・ 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表される場合がございます。
- ・ 氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。

(高等教育局私学部私学行政課私学共済室)